

1. みやぎの水需給概要 2020 について

みやぎの水需給概要 2020 は、社会経済の発展や生活水準の向上等に応じ、生活用水、工業用水、農業用水などの将来の水需要を予測し、今後進められる水資源開発が予定どおりに進められたとして、将来における水需給バランスが保たれるかどうかをマクロな視点（広域圏単位）から推計したものである。

1.1 計画の意義

山々で育まれた“水”は、故郷の川を潤し、生命に活力を与えると共に、美しい自然や景観、そして人間活動に必要な水資源を作りだす役割を担いながら自然の循環を繰り返している。

“水”は、人類を含むあらゆる生物の活動の源であり、人類の歴史は“水”の恵みのもとで始まり、“水”に支えられながら発展してきた。特に我が国においては、稲作文化を中心に発展してきており、生活、習慣、文化において“水”が社会の存立基盤を支える重要な資源となっている。

今日、生活水準の向上や社会経済の高度化の中で、人と“水”とのかかわりが一層深くなってきている。

我が国は、比較的降水量に恵まれているとはいえ、一人当たりの水資源量は少なく、さらに、降水量は地域的、季節的に変動が大きく、地形地質条件から水資源の利用が難しい地域も少なくない。これは本県においても同様である。

“水”は、限りある資源としての認識のもと、この貴重な資源を質、量共に守り続けていくためには、源である自然環境の保全と健全な水利用の形成など良好な水循環を形成し、豊かな水環境を築き上げることが重要となる。

そこで、本県では、長期的な視点にたち、水資源の効率的な利用や健全な水循環の形成を図るために、量的な水資源の需給計画を策定することとした。

1.2 計画策定の経緯

本県では、「宮城県総合計画」の改訂（平成 5 年）に併せ、平成 6 年 3 月に長期水需給計画の見直しを行い、水資源の需給について総合的な調整を図ってきたところである。しかし、その後の社会経済情勢の変化やライフスタイルの変化などから、水需給の予測と実態の乖離が大きくなったため、見直しを図ることとなった。

表 1.1 水需給計画の変遷

	策定年	昭和						平成						摘要		
		43	47	50	53	57	61	61	63	2	5	12	17		32	
県長期総合計画																
水需給計画	S47															県総合計画の一部 県総合計画の一部
	S53															
	H1															
	H6															
(今回)	H18														

は基準年 は目標年

(参考)

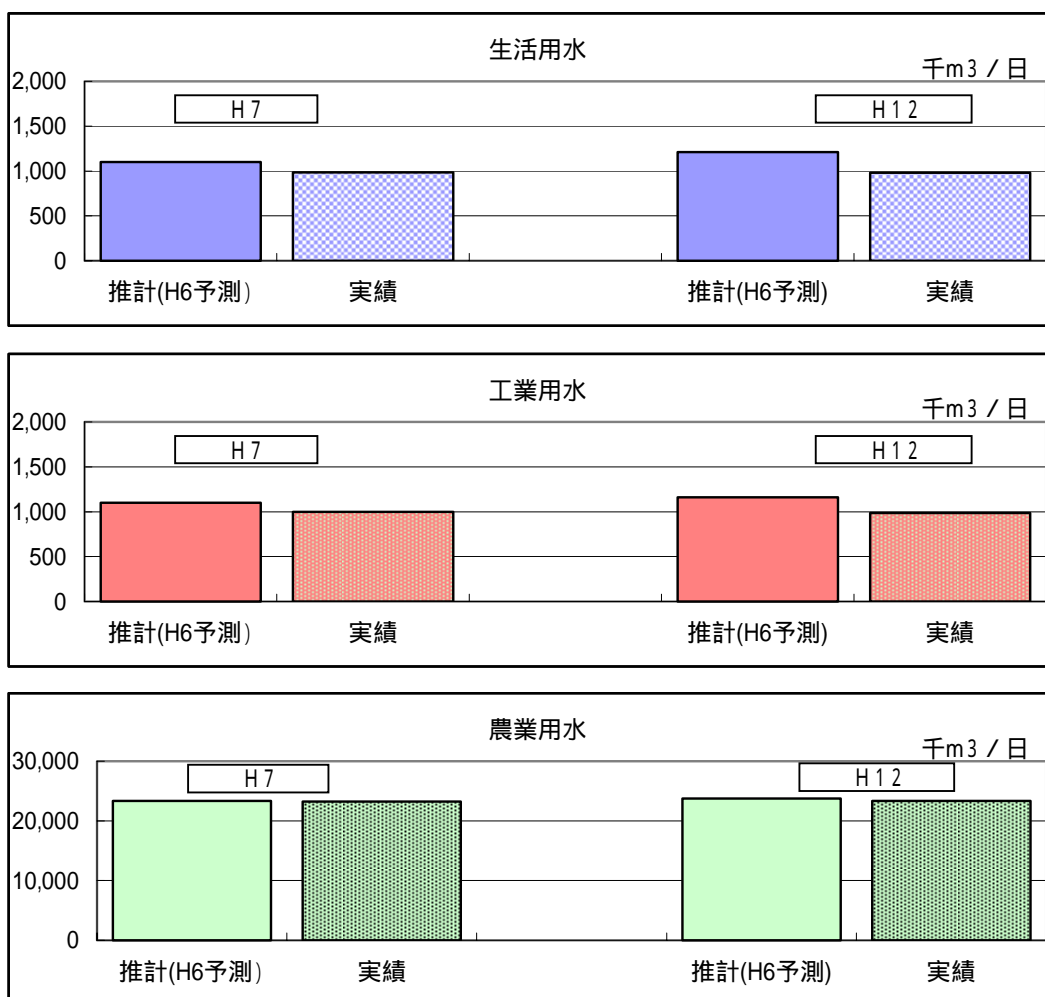
平成6年策定の「宮城県水需給計画」によって予測された平成7年、12年の各用水の予測需要量と実績値を比較した。

その結果、生活用水、工業用水、農業用水の全てで、実績値が予測需要量を下回った。これは、平成6年の需要予測が、比較的高い経済成長率を示していた1990年代前半のデータに基づいて推計されたことや、その後の水資源の有限性、水の貴重さに対する県民の関心や理解による節水意識の向上などによるものと考えられる。

平成17年実施の国勢調査結果速報に基づく将来人口の予測において、宮城県では今後、人口は緩やかに減少していくと見込まれることや、家庭や企業におけるさらなる節水意識の向上、節水型機器の開発、水田面積の減少などから、今後、生活用水、工業用水、農業用水の需要が大きく伸びることは少ないと考えられる。

そこで、平成12年を基準年として、長期水需給計画の見直しを行うものである。

参図.1 各用水需要量のH6推計値と実績値の比較



(水需給調査研究会*調べ)

水需給研究会 = 本書を作成するために設置した庁内WG

1.3 計画の役割

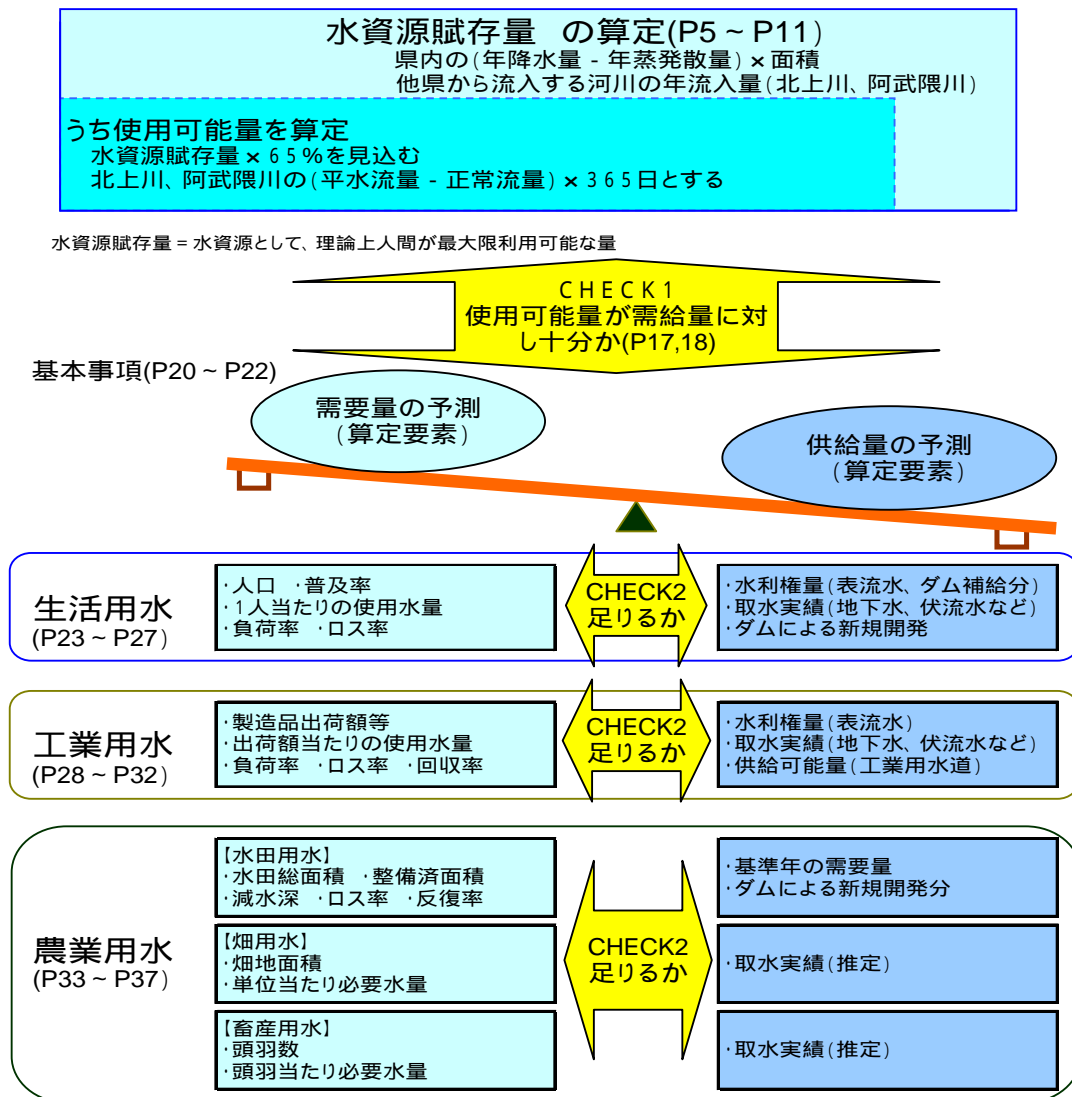
この計画は、長期的な水需給の安定化を計画的かつ総合的に進めるための基本方向を示すものであり、県の水資源に関する各部門の計画策定及び施策策定の基本となることを期待するものである。

1.4 計画の期間

この水需給計画は、水資源の開発が長期的であることや偶発的な渇水を考慮する必要性から、平成 12 年を基準年として、平成 32 年までの長期的な水需給の見通しを推計するものである。また中期的見通しにも対応できるように、平成 17 年、22 年、27 年の中間年についても併せて推計することとした。

1.5 計画の概要

図 1.1 計画書の流れ



検討事項(下記について広域圏単位で推計する)

CHECK 1

渇水年での使用可能量が将来にわたり全需要量または全供給量以上に十分あるかどうか

CHECK 2

各用水毎に将来において需要量に対し供給可能量が十分あるかどうか

1.6 区域区分

本県は、広大な面積を有し、地域毎に地理的、経済的、社会的、さらに文化、風土等の条件が異なり、水源の地域的偏在や水利用の地域特性が見られる。

そのため、計画の策定にあたっては、広域市町村圏の区域により県内を7ブロックに分割し、広域圏ごとに水需給の予測を行った。 圏域区分は以下のとおりである。

表 1.2 圏域構成市町村

(平成18年3月1日現在)

圏域名	構成市町村名
広域仙南圏	・ 白石市 ・ 角田市 ・ 蔵王町 ・ 七ヶ宿町 ・ 大河原町 ・ 村田町 ・ 柴田町 ・ 川崎町 ・ 丸森町
広域仙台都市圏	・ 仙台市 ・ 塩竈市 ・ 名取市 ・ 多賀城市 ・ 岩沼市 ・ 亘理町 ・ 山元町 ・ 松島町 ・ 七ヶ浜町 ・ 利府町 ・ 大和町 ・ 大郷町 ・ 富谷町 ・ 大衡村
広域大崎圏	・ 古川市 ・ 色麻町 ・ 加美町 ・ 松山町 ・ 三本木町 ・ 鹿島台町 ・ 岩出山町 ・ 鳴子町 ・ 涌谷町 ・ 田尻町 ・ 美里町
広域栗原圏	・ 栗原市
広域登米圏	・ 登米市
広域石巻圏	・ 石巻市 ・ 東松島市 ・ 女川町
広域気仙沼・本吉圏	・ 気仙沼市 ・ 本吉町 ・ 唐桑町 ・ 南三陸町

旧津山町は、合併(H17.4.1)により登米市(広域登米圏)となった。合併以前は広域気仙沼・本吉圏に分類されており、本書では、旧津山町のデータは全て広域登米圏に分類し直し作成した。

図 1.2 圏域区分図

